

第 23 号議案

神戸市立海づり公園条例の一部を改正する条例の件
 神戸市立海づり公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立海づり公園条例の一部を改正する条例

神戸市立海づり公園条例（昭和51年 4 月条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p style="text-align: center;">（名称及び位置）</p> <p>第 2 条 公園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立須磨海づり公園</td> <td style="text-align: center;">神戸市須磨区一ノ谷町 5 丁目地先</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（施設）</p> <p>第 4 条 前条の業務を行うため、公園</p>	名称	位置	神戸市立須磨海づり公園	神戸市須磨区一ノ谷町 5 丁目地先	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">（名称及び位置）</p> <p>第 2 条 公園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立須磨海づり公園</td> <td style="text-align: center;">神戸市須磨区一ノ谷町 5 丁目地先 <u>（北緯 34 度 37 分 49 秒、東経 135 度 6 分 28 秒）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（施設）</p> <p>第 4 条 前条の業務を行うため、公園</p>	名称	位置	神戸市立須磨海づり公園	神戸市須磨区一ノ谷町 5 丁目地先 <u>（北緯 34 度 37 分 49 秒、東経 135 度 6 分 28 秒）</u>	[略]	[略]
名称	位置												
神戸市立須磨海づり公園	神戸市須磨区一ノ谷町 5 丁目地先												
[略]	[略]												
名称	位置												
神戸市立須磨海づり公園	神戸市須磨区一ノ谷町 5 丁目地先 <u>（北緯 34 度 37 分 49 秒、東経 135 度 6 分 28 秒）</u>												
[略]	[略]												

に次の表に掲げる施設を置く。

公園	施設
神戸市立須磨海づり公園	釣り場 管理所その他の関連施設
[略]	[略]

(利用料金)

第5条 [略]

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める種類の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

(1)、(2) [略]

(3)、(4) [略]

3～6 [略]

(入園の制限等)

第6条 [略]

2 12歳以上16歳未満の者は、保護者の同伴又は教諭等による引率がなければ午後4時以降に入園し、又は午後4時以降にわたって在園することができない。

3 [略]

に次の表に掲げる施設を置く。

公園	施設
神戸市立須磨海づり公園	釣り場 <u>海洋放牧場</u> 管理所その他の関連施設
[略]	[略]

(利用料金)

第5条 [略]

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める種類の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 公園（神戸市立須磨海づり公園に限る。）に入園した後に海洋放牧場で釣りを行おうとする者（第1号に規定する釣り料を支払う者を除く。） 海洋放牧場の釣り料

(4)、(5) [略]

3～6 [略]

(入園の制限等)

第6条 [略]

2 12歳以上16歳未満の者は、保護者の同伴又は教諭等による引率がなければ午後4時以降に入園し、又は午後4時以降にわたって在園することができない。

3 [略]

<p>(行為の禁止)</p> <p>第 8 条 公園内において、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第 9 条 公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(行為の禁止)</p> <p>第 8 条 公園内において、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 釣り上げた魚を海へ戻す行為</u> <u>(海洋放牧場におけるものに限る。)</u></p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第 9 条 公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、<u>規則で定めるところにより</u>、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
---	---

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第1（第5条関係）

公園名	釣り料		入園料	駐車料		
	基本釣り料	割増釣り料		基本駐車料	割増駐車料	単車駐車料
神戸市立須磨海づり公園	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立平磯海づり公園	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

1～3 [略]

改正前

別表第1（第5条関係）

公園名	釣り料		入園料	海洋放牧場の釣り料	駐車料		
	基本釣り料	割増釣り料			基本駐車料	割増駐車料	単車駐車料
神戸市立須磨海づり公園	[略]	[略]	[略]	1人1回につき 300円	[略]	[略]	[略]
神戸市立平磯海づり公園	[略]	[略]	[略]	—	[略]	[略]	[略]

備考

1～3 [略]

4 海洋放牧場の釣り料には、釣り上げた魚の代金は含まない。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

須磨海づり公園における施設の一部を廃止する等に当たり、条例を改正する必要があるため。